

地方独立行政法人大阪市博物館機構保険媒介業務委託（長期継続）
募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

地方独立行政法人大阪市博物館機構保険媒介業務委託（長期継続）

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「法人」という。）に係る損害保険等について、民間保険会社との合理的、効率的な保険契約の締結を検討するにあたり、法人と保険会社との間で中立的な立場から媒介業務を行う保険仲立人を選定するため、企画提案を募集します。

(2) 業務内容

具体的内容については、別紙1「仕様書」を参照のこと。

ア 一般競争入札による保険会社の選定及び決定の支援

イ 保険会社との契約締結の媒介

ウ 契約締結後の契約維持・管理における業務の代行

エ その他、上記に付随する業務（事故時のサポート等）

(3) 契約期間

令和7年10月1日から令和9年9月30日

(4) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、委託者は負担しない。

(5) 提供する資料、貸与品等

保険契約に必要な資料

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

地方独立行政法人大阪市博物館機構契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は委託者と協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。また、委託者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 契約書案

別紙2「保険媒介委託契約書（案）」を参照のこと。

(3) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱及び地方独立行政法人大阪市博物館機構入札参加停止要領に基づく停止要件に該当しないこと
- (2) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (3) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められるものでないこと
- (4) 国税並びに市町村税の未納がないこと
- (5) 保険仲立人として内閣総理大臣の登録を受けていること
- (6) 過去3ヶ年の事業年度において、独立行政法人（国立大学法人を含む。以下同じ。）、地方独立行政法人（公立大学法人を含む。以下同じ。）、公設・民間試験研究機関（以下「研究機関」という。）における保険媒介業務の実績を有すること。（現在履行中の業務の場合は、公募開始時点で履行期間が1年以上あれば実績として認める。）

5 選定スケジュール

- ・ 公募開始 令和7年6月9日（月）
- ・ 参加申請関係書類の提出期限 令和7年6月27日（金） 午後5時まで
- ・ 参加資格決定通知 令和7年7月4日（金）（予定）
- ・ 質問受付締切 令和7年7月14日（月） 午後5時まで
- ・ 質問に対する回答 令和7年7月22日（火）（予定）
- ・ 企画提案書の提出期限 令和7年8月1日（金） 午後5時まで
- ・ 選定委員会開催 令和7年8月21日（木）（予定）
- ・ 選定結果通知 令和7年8月29日（金）（予定）
- ・ 契約締結 令和7年9月中旬（予定）

6 応募手続き等に関する事項

- (1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間

令和7年6月27日（金） 午後5時まで

イ 提出書類

- (ア) 応募意思表明書（様式1）
- (イ) 公募型プロポーザル参加申込にかかる誓約書（様式2）
- (ウ) 業務実績調書（様式3）

美術館・博物館等の契約実績がある場合は優先的に記載してください。

業務実績の契約書の写し及び仕様書等（本要項の「4 応募資格(6)」について確認できる資料の写しを添付すること）

(エ) 会社概要書（様式4）

(オ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3か月以内のもの：原本】

(カ) 登記簿謄本又は登記事項全部証明書【申請時点で発行から3か月以内のもの：写し可】その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約

(キ) 最新の事業年度の国税並びに市町村税の納税証明書の写し

※発行後3か月以内のものに限る。

※参考 納税証明書について

《国税の納税証明書》

取得方法については、国税庁ホームページおよび応募者の現在の住所地（納税地）を所轄する税務署で確認すること。

・法人の場合「法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書」（納税証明書「その3の3」）

・個人の場合「申告 所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書」（納税証明書「その3の2」）

《市町村税の納税証明書》

取得方法については、納税地の市町村に確認すること。

法人または個人（納税義務者）が納付・納入すべきすべての税目のうち、納期の到来している税目について、未納がないことを証明すること。

(ク) 保険仲立人の「登録済通知書」の写し

ウ 提出部数

各1部

エ 提出場所

地方独立行政法人 大阪市博物館機構 事務局 総務課

オ 提出方法

上記の期日までに郵送（書留郵便等配達記録が残るもの）により提出すること。封筒の表には「契約担当宛」と朱書きすること。持参不可。

なお、提出された書類は一切返却しない。

カ 参加資格決定通知

令和7年7月4日（金）午後5時（予定）までにメールにより通知する。参加資格を認めなかった申請者には、理由を付して通知する。

(2) 質問の受付・回答

ア 受付期間

公募開始日から令和7年7月14日（月）午後5時まで（必着）

イ 提出方法

別紙「質問書（様式5）」に記載し、「8その他(2)提出先、問合せ先」までメールにより提出すること。

※郵便、持参、電話、口頭による質問は認めない。

※締切以降の質問については受け付けない。

ウ 回答

令和7年7月22日（火）（予定）に、参加資格者にメールで通知する。

(3) 企画提案書等の提出

ア 企画提案書（様式6）はA4版とし、一部ずつクリップ止めにする。

イ 企画提案書の枚数は、20ページ以内とする。

ウ 受付期間

参加資格決定通知を受け取った日から令和7年8月1日（金）午後5時まで（必着）

エ 提出部数

正本1部、副本7部（副本については、社名・代表者名を記入せず、提案者を特定できる箇所（提案者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。）

オ 提出場所

大阪市博物館機構 事務局 総務課

カ 提出方法

上記の期日までに郵送（書留郵便等配達記録が残るもの）により提出すること。封筒の表には「契約担当宛」と朱書きすること。持参不可。

なお、提出された書類は一切返却しない。

7 選定に関する事項

(1) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、地方独立行政法人大阪市博物館機構損害保険媒介業務委託プロポーザル選定審査委員会が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、審査基準に沿って提出された書類の審査を行う。

ウ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、評価項目のうち業務体制の得点が高い方とする

エ 全委員による評価点の平均が60点に満たない場合は選定対象としない。

オ 審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

(2) 選定基準

別紙3「審査基準」のとおり

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

- イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者にメールで通知し、また、大阪市博物館機構のホームページに掲載する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 提出された企画提案書は、大阪市博物館機構情報公開要綱に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱及び地方独立行政法人大阪市博物館機構入札参加停止要領に基づく停止措置、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問合せ先

〒540-0008 大阪市中央区大手前四丁目1番32号

大阪市博物館機構 事務局総務課 契約担当

TEL 06-6940-4330

Eメール：keiyaku@ocm.osaka